

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳第122回 中国にインターネット裁判所時代が到来  
北京インターネット裁判所の運営規則と影響

杭州市における1年以上にわたる試験運用を経て、共産党中央改革全面深化委員会は、今年7月6日に「北京インターネット裁判所、広州インターネット裁判所の増設に関する案」を可決し、その後9月6日には、最高人民法院が「インターネット裁判所の事件審理にかかる若干の問題に関する規定」を公布しました。これを受け、9月9日には北京インターネット裁判所が正式に発足し、案件の受理を開始しました。これは、中国第2のインターネット裁判所となるだけでなく、裁判所としての管轄範囲、審理形式などの訴訟プロセスを明確に公布した最初のインターネット裁判所となりました。今回は、その内容から、特に参考となる部分について解説いたします。

## ◇一般の裁判所でインターネット関連の案件が審理されたケース

日系企業の現法A社は、中国で電子商取引事業を展開する計画があり、B市当局に「インターネット経営許可証」の取得を申請した。しかし、「有効な情報セキュリティ措置を講じていない」との理由から申請が却下され、それ以上具体的な理由は明らかにされなかった。A社は、社内の情報セキュリティ措置は十分だと認識していたが、何度交渉を試みても申請却下の決定が変わることはなく、A社はやむなくB市に対して行政訴訟を提起した。

本件は、一般裁判所で受理され審理が行われたが、一審だけでA社は4回も裁判所へ出向かなければならなかった。二審の最終判決でようやくA社は勝訴したが、訴訟に18カ月もの時間がかかり、A社の事業計画に大きな影響が及ぶ結果となった。

## ◇制度のポイントと留意点（北京インターネット裁判所）

1. インターネット裁判所は、社会の各分野で起きる可能性のある紛争を解決する手段として、インターネット技術を全面的に応用するという新たなニーズに応えることを目的に設立されました。インターネット裁判所の運営においては、顔認証技術による当事者の身分の真実性の確保、司法ビッグデータに基づいた当事者への訴訟リスク評価サービスの提供など、多くの科学技術手段が応用されることによって、審理が利用しやすく効率がよいものとなり、司法資源の大幅な節約や司法の効率向上にもつながっています。

2. 北京インターネット裁判所は、北京市の管轄区域内のインターネットに関わる各種の一審民事案件、行政案件を扱い、広範にわたる案件をカバーします。

- (1) ネットショッピングにかかる紛争
- (2) インターネットサービス契約にかかる紛争
- (3) インターネット金融の貸し付け、少額融資の契約にかかる紛争
- (4) 初回発表をインターネット上で行った作品の著作権または著作隣接権の権利所属にかかる紛争
- (5) インターネット上の著作権または著作隣接権の侵害紛争
- (6) インターネットドメインの権利所属、権利侵害及び契約にかかる紛争
- (7) インターネット上の一般民事権利侵害にかかる紛争
- (8) 電子商取引分野で発生した製品責任紛争
- (9) 検察機関が提起したインターネット公益訴訟案件

(10) 行政機関によるインターネット情報サービス管理、オンラインの商品取引、関連サービス管理などの行政行為により生じた行政紛争

(11) その他、上級裁判所により管轄を指定されたインターネット関連の民事、行政事件等の案件

3. インターネット裁判所では、「インターネット訴訟プラットフォーム」を中心とするオンライン審理方式が採用されます。

●案件の受理、送達、和解、証拠の交換、開廷前準備、法廷審理（オンラインのビデオシステムを利用）、判決の言い渡しなどの訴訟プロセスは通常オンラインで行われる。このために、主体資格の認証、通知、送達、証拠の交換、電子データの認定、訴訟書類の管理、上訴の方式などについて、別途規則を設けている。

●インターネット裁判所は、当事者が申請した場合もしくは案件審理上の必要性から、一部の訴訟プロセスをオフラインで行うことを決定できる。

●当事者は、インターネット裁判所プラットフォームを通じ、書類の提出や案件の進捗（しんちよく）照会をいつでも行うことができるようになるため、提訴や応訴のために何度も裁判所に出向く必要がなくなる。

#### ◇日系企業の対応とアドバイス

インターネット裁判所ができたことで、インターネット関連の紛争事件の処理が、スピーディかつ効率よくできるようになりました。しかし、インターネット裁判所に特有のオンライン審理という方法の把握は容易でない上、訴訟規則は細部において不明確で、改善の待たれる点も少なくありません。関連規則の制定と運用状況には引き続き注意を払い、専門の弁護士によるサポートを適時利用することで、企業の利益を有効に守ることが可能となるでしょう。

## 博威合金、ベトナムで太陽光発電=9700万ドル投資—浙江省

21日付の中国紙、中国証券報（B29面）によると、上海証取に上場する寧波博威合金材料（浙江省寧波市）は、ベトナムにメガソーラーを建設し、太陽光発電事業を拡大する方針だ。総投資額は9700万米ドルを見込む。

博威は、現地の太陽光発電業者2社の全株を計1700万ドルで取得する。また、買収した2社を通じ、タイニン省の2カ所に出力5万キロワット級メガソーラーをそれぞれ建設する。投資額は8000万ドルで、2019年6月までに完工予定。

博威は銅合金棒で国内大手だが、16年に太陽電池メーカーの寧波康奈特国際貿易（同）を買収し、ソーラー発電分野に参入した。康奈特はベトナムに工場を置いており、ソーラーパネルなどを欧米向けに輸出している。（上海時事）

## 蘇州・江蘇省

### 太倉で「欧州風リゾート」施設の建設スタート=江蘇省

21日の中国江蘇省ポータルサイト、名城蘇州が伝えたところによると、江蘇省太倉市の科教新城で20日、民営複合企業、復星集団（上海市）傘下の復星旅遊文化集団が投資・開発する「欧州風リゾート」施設の建設が始まった。

このリゾート施設「FOLIDAYアルプスレジャータウン」は室内ウインタースポーツ場、水上テーマパーク、欧州風商店街、五つ星ホテルなどで構成され、室内ウインタースポーツ場の運営はフランスのスキーリゾート管理会社、Compagnie des Alpesが担当する。

英旅行代理店のトーマス・クック、復星傘下の仏リゾート施設運営会社クラブメッドなども、同リゾートの建設、運営に参加する。（上海時事）